

北海道景観づくりサポート企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の景観づくりの活動に取り組んでいる企業を道が登録することにより、情報が広く共有され、協働の体制への促進を図り、もって北海道の良好な景観形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、道内に事業所があり、道内において事業活動を行う法人又は個人をいう（国及び地方公共団体を除く）。

(登録制度)

第3条 この要綱に定める北海道景観づくりサポート企業登録制度は、良好な景観づくりを促進するために積極的に取り組む企業を登録するものとする。

(登録要件)

第4条 登録する企業は、次の（1）から（7）に掲げる取組から2項目以上に取組むものとする。

- （1）花や樹木を育てる活動
- （2）景観資源の維持保全活動
- （3）景観スポットの維持保全活動
- （4）景観を楽しむ機会の充実
- （5）地域の質を高めるための取組
- （6）景観に配慮した独自の取組
- （7）良好な景観づくりの普及啓発、支援

(申請)

第5条 登録を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、北海道景観づくりサポート企業登録申請書（第1号様式）、北海道景観づくりサポート企業登録票（第2号様式）及び北海道景観づくりサポート取組計画書（第3号様式）に必要な書類を添付し、知事に申請をするものとする。

(登録)

第6条 知事は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、登録する企業として適当と認める場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 知事は、前項による登録を行ったときは、申請者（以下「登録企業」という。）に、北海道景観づくりサポート企業登録証（第4号様式）を交付するものとする。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するものについては登録しないこととし、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

- （1）第4条の登録要件を満たさないとき
- （2）制度の趣旨に照らして登録企業としてふさわしくないと認めるとき

(変更の届出)

第7条 登録企業は、登録票の内容に変更があった場合は、速やかに北海道景観づくりサポート企業登録事項変更届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第8条 登録企業は、第4条の登録要件を満たすことができなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録企業が第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明し、又は前条により登録辞退を届け出たときは、当該登録を取り消すものとし、登録企業に通知するものとする。

(取組の支援)

第10条 知事は、登録企業の景観づくり活動の取組を道のホームページ等に掲載し、広く周知を図ることができるものとする。

2 知事は、登録企業へ景観づくりに係わる各種情報を提供することができるものとする。

3 知事は、登録企業から申出があった場合は、登録企業が従業員のために開催する職場研修等に講師を派遣することができるものとする。

4 登録企業は、知事が別に定めるロゴマークを使用できるものとする。

(報告)

第11条 登録企業は、北海道景観づくりサポート取組状況報告書（第6号様式）及び北海道景観づくりサポート取組計画書（第3号様式）により、当該年度の取組状況及び次年度の取組計画を毎年度終了後30日以内に知事に報告するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、建設部まちづくり局都市計画課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。